とちぎカーボンニュートラル実現会議設置要綱

（設置）
第１条　国内外において脱炭素化の流れが加速する中、本県は「2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）実現を目指す」ことを宣言したところであり、その目標達成に向けて、各主体と連携・協働のもと、栃木の総力を挙げて取組を推進するため、とちぎカーボンニュートラル実現会議（以下「実現会議」という。)」を設置する。

（活動）
第２条　実現会議は、次に掲げる活動を行う。
（１）　カーボンニュートラル実現に向けたロードマップの検討に関すること。
（２）　カーボンニュートラル実現に向けた取組の推進に関すること。
（３）　その他カーボンニュートラル実現に資すること。

（組織）
第３条　実現会議は、委員25名以内をもって組織する。
２　実現会議の委員は、市町や、経済・製造・物流・金融・エネルギー・メディア・学術等の各分野で識見を有する者のうちから知事が委嘱する。
３　委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（会長）
第４条　実現会議に会長を置く。
２　会長は知事とする。
３　会長は、実現会議を代表し、会務を総理する。
４　会長に事故等があるときは副知事がその事務を代行する。

（会議）
第５条　実現会議は、会長が招集する。
２　会長は、必要があると認めるときは、実現会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（ワーキンググループ）
第６条　実現会議には、分野別の事項を検討させるため、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。
２　ワーキンググループについて必要な事項は、別に定める。

（庶務）
第７条　実現会議の庶務は、栃木県環境森林部気候変動対策課に置く。

（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、実現会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則
この要綱は、令和３（2021）年５月31日から施行する。